

水産政策審議会企画部会
第53回議事録

水産庁漁政部漁政課

水産政策審議会第53回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成27年2月20日(金)午後3時00分

閉会 平成27年2月20日(金)午後5時20分

2. 出席委員

(委員) 武田 三花 津森 恵子 寺島 英弥 長瀬 一己 長屋 信博
山下 東子 山根 香織

(特別委員) 遠藤 喜志雄 高橋 健二 千葉 康則 濱田 武士 安成 椰子
渡邊 朝生

3. その他出席者

(水産庁) 香川次長 水田漁政部長 枝元資源管理部長 長谷増殖推進部長
菅家企画課長 保科裁培養殖課長 提坂管理課長 他

4. 議事

別紙のとおり

水産政策審議会第53回企画部会
議事次第

日 時：平成27年2月20日（金）15:00～17:20

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

- 1 開 会
- 2 「第7次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の策定について
 - (1) 「第7次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」（案）の諮問
 - (2) 資料説明および討議
- 3 平成26年度水産白書の概要（案）について
- 4 その他
- 5 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	水産動物の種苗の生産及び放流並びに 水産動物の育成に関する基本方針の策定について	2
3	平成 26 年度水産白書の概要（案）について	7
4	その他	3 8
5	閉 会	4 2

○企画課長 では、ほぼ定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第53回企画部会を開催したいと思います。

初めに、委員の出席状況について御報告申し上げます。水産政策審議会審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員の皆様方7名の方が御出席されておまして、定足数を満たしております。本日の企画部会は成立していることを御報告申し上げます。また特別委員は11名中6名の皆様が御出席をされております。

本審議会につきましては、水産政策審議会議事規則第6条に基づき公開で行うこととなっております。また、第9条に基づき議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。

なお、本日出席の香川水産庁次長におかれましては、所用により途中で退席をいたしますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

では、本日の配布資料の確認をさせていただきます。資料1-1、1-2、1-3、1-4、それに付随する参考1、2、3、それから資料2-1、2-2、資料3、合計10点でしょうか。10の資料が入っているかと存じます。よろしいでしょうか。

では、開会に当たりまして、香川水産庁次長より御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○水産庁次長 水産庁次長の香川でございます。それでは、第53回企画部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まず初めに、本日、御多忙中のところ、御出席いただきまして大変ありがとうございます。各委員の方々、並びに特別委員の皆様方におかれましては、日頃から水産政策の推進に御協力いただきまして大変ありがとうございます。この場をおかりして御礼を申し上げたいと思っております。

本日の部会でございますが、1つ目は「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」、いわゆる栽培漁業の基本方針、それから平成26年度水産白書について御審議いただくこととしております。

「栽培漁業基本方針」につきましては、沿岸漁場整備開発法に基づきまして、昭和59年3月から策定しているものでございます。今回で7度目の策定となります。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

それから、水産白書につきましては、「26年度水産白書」の第I章の一次案及び第II章

の概要についてお諮りをする予定にしております。

委員の皆様方には、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○企画課長 ありがとうございます。

それでは、山下部会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

○山下部会長 それでは、本日ちょっと長めの時間帯を予定しておりまして、お疲れになるかもしれませんけれども、よろしく御協力くださいませ。それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、諮問事項であります「第7次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の策定についてと、審議事項であります「平成26年度水産白書の概要（案）」と「その他」となっております。

まず初めに、諮問事項であります「第7次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の審議に入りたいと思います。事務局から資料の説明をお願いします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長の保科です。どうぞよろしくお願ひします。まず資料の1-1の諮問文を読み上げさせていただきます。

26水推第866号

平成27年2月20日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 西川公也

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針
（案）について（諮問第250号）

沿岸漁業整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1の規定に基づき、別添の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（案）について、貴審議会の意見を求める。

資料の1-2がこの基本方針の本体となっております。今日は資料のこの1-2と1-3に基づいて内容を御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、資料の1-3のほうを御覧いただきたいと思えます。資料の1-3の1枚目ですけれども、前回の審議会において御審議いただいた7次方針の主要事項となっております。7次方針は、基本的な考え方といたしましては、現在の6次方針の主要事項を着実に一歩進めていこうということで作成をいたしました。

改めて、主な変更点を御説明をさせていただきます。まず、「基本的な指針及び指標」という事項ですけれども、これにおきましては、従来から左側の記述の6次方針のほうでやっています、親魚をとり残して再生産を確保していこうという資源造成型の栽培漁業、これをさらに一層推進していこうということとともに、資源が悪化している魚種については、稚魚段階での漁獲の抑制等の漁獲管理の連携強化を図るという方向で策定したいということでございます。

また、広域種については、現行の方針のもとで、左側ですけれども、関係する都道府県の連携及び共同組織である海域協議会が設けられて、適正放流とか費用の負担の検討をずっと行われていますけれども、今後においては、この海域協議会で策定した広域プランというのを基にどうか、勘案して、各県と連携した種苗の放流等を実施していくということとを定めたいというふうにしております。

そのほか、4つ目になりますけれども、市場の効果、放流効果の把握等においては、遺伝子を用いた親子鑑定手法が開発されていますので、こういう手法を使いながら、効果を検証しながら種苗放流に努めていくとか、あるいは東日本大震災からの復興としての被災県の施設復旧、種苗の確保、県域を越えた効率的な栽培漁業の推進体制を強化していく等を主な事項として規定しております。

次に、「技術の開発に関する事項」ですけれども、従前、基礎的な技術、低コスト化技術、事業効率の向上のための技術、それから温暖化等の環境変動に対応した技術等を推進していましたが、今回、大名目といいますか、資源造成型の栽培漁業を推進すること、一層推進することですので、この効果的、効率的な推進のための一連の技術とともに、二枚貝資源の減少が著しいという問題があるものですから、この二枚貝資源の増殖技術の開発についても明記していこうということです。さらには、技術劣化の防止等の事項については、計画的な人材確保と種苗生産等の技術の継承等を新たに記載していくということとしております。

それから、「その他」の事項のほうに飛びますけれども、その他の事項におきましては、主な関係機関、ここに列記されております水産総合研究センターのほかに、豊かな海づくり推進協会ですが、都道府県間とありますけれども、この役割分担について、従来よりも具体的に記述するとともに、一番下になります、基本方針の期間について、基本5年の期間でこれまで設定してきておりましたけれども、今回は平成27年から33年の7年間として、水産基本計画の変更が行われるときには、途中の見直しを実施するということといたしたいと思っております。今回、期間を7年間にするのは、現在の方針は水産基本計画の策定期間の3年後に切り替えの時期が来るというふうになっておりますけれども、これを水産基本計画の変更時期に合わせることによって、水産基本計画との連携を高めるようにしていこうというものです。

これが前回の審議会会議で御審議いただいた主な変更事項ですけれども、これを全て盛り込みますとともに、1枚めくっていただいて2ページ目になりますけれども、2ページ目に基本的な指標について、ここに4つほど列記しております。「対象種の重点化等による効率的かつ効果的な栽培漁業の推進」から「種苗の育成の場の整備との連携の推進」まで。それから「技術の開発に関する事項」につきましては、「遺伝子組換え生物等の取扱い」、あるいは外来の生物は導入しないこと等ですね。それから、「その他重要事項」については、都道府県の栽培漁業協会等の連携体制の強化といった事項につきまして記述を加えています。これらは、いずれも現行の第6次方針でも実施してきている内容でございます、これを基本的にそのまま引き継いで記載するというものです。

以上のような考え方で、第7次の基本方針の案を取りまとめております。

続いて、第7次の基本方針の案について、資料の1-2で要点を御説明をしたいと思っております。構成といたしましては、前段、前書きがございます。この前書き部分につきましては、内容は前回の会合で御説明をさせていただきました栽培漁業の現状という資料の内容をそのまま記載をしております。

本日の配布資料ですと、参考3という資料がございますけれども、前回配布して御説明させていただいた現状を記載しております。かいつまんで御紹介いたしますと、中ほどですけれども、栽培漁業に関しては、広域種については関係都道府県の連携による種苗の放流推進を図るための海域協議会における連携調整の推進。あるいは、放流した種苗を全て漁獲するのではない、資源造成型の栽培漁業の取組みの推進。それから、集中的な放流、対象種の重点化、共同種苗生産体制の構築等による効率的な栽培漁業の実施、これらを基

本にして、水産基本計画、それから現行の基本方針のもとで栽培漁業が実施されています。先ほど御説明した中身です。

このような中で、ウニ、アワビ等の地先種については、それを漁獲する沿岸漁業者の費用負担による種苗放流が行われていることですか、あるいはその下のほうになりますけれども、マダイやヒラメ等の広域種においては、低位の系群が増加する傾向にあつて、特にトラフグについては、水産庁で設置した資源管理のあり方検討会においても、資源管理との一層の連携が指摘されている等のそれぞれの魚種の現状を記述しています。

それから、1枚めくっていただきまして、上から2つ目ぐらいの段落ですけれども、このような中で海域協議会が設定されて、広域種については、関係県が連携した種苗放流とか、費用負担のあり方の検討が進められていること。さらには、資源造成型栽培漁業の推進に当たっては、資源管理の取組みとしての種苗放流というのも行われて、資源管理との連携が進められているほか、遺伝子情報を使って放流した魚の親子関係から放流魚の効果を判定できるような技術も開発されているということで、こういう技術を使って資源管理との連携を一層強化するということが必要であるというような現状を記載しております。

ところで、真ん中あたりですけれども、東日本大震災で壊滅的な被害を受けた東北地方太平洋側の施設は今なお復旧途上にあつて、この海域の種苗生産能力はまだ低いというふうな現状を紹介しています。こういう中で、第1以下の施策方針を定めていこうというものでございます。

まず、2ページの下(1)ですけれども、資源造成型の栽培漁業を一層推進するというのをまず記載しておりまして、3ページの(2)ですけれども、その際に漁獲管理との連携の強化をしていこうということで、特に資源状況が悪化している魚種については、適切な漁獲管理と種苗放流とを一体的に実施するように留意するというようなことを定めております。

(3)に「対象種の重点化等による効率的かつ効果的な栽培漁業の推進」、それから(4)に「地先種に係る継続的な実施体制の確立に向けた取組」を記載しておりますけれども、これは先ほどの現行計画の記述を引き続き実施していこうというものでございます。

(5)ですけれども、「広域プランに基づく広域種の種苗放流の推進」ということで、海域協議会における広域プランを勘案した種苗放流の実施に取り組むということと、受益に見合った費用負担の実現に向けて検討をしていこうということを記載しております。

(6)ですけれども、共同種苗生産体制の構築ということで、関係県間での体制の構築

に取り組むこと。

それから、（７）で「放流の効果の把握と生物多様性の保全への配慮」ということで、漁業生産面における放流の効果の把握とともに、遺伝子情報の技術を用いて種苗放流が再生産に寄与しているかを検証するといったこと。それから、遺伝的多様性の影響リスクを低減するための指針というのを策定しておりますので、こういうものを種苗生産現場に普及していくといったことを定めてあります。

（８）の「栽培漁業に関する国民の理解の醸成と普及」、（９）の種苗放流と種苗の育成の場の整備との連携の推進については、従前の取組みの内容を引き続き記述するというものです。

それから、新たに（１０）として、「東日本大震災からの復興」について、新たに定めております。

５ページですけれども、第２の、技術の関係ですけれども、技術に関しては、資源造成型栽培漁業の推進のための技術の開発の推進といたしまして、放流適地の把握等に取り組むとともに、種苗生産から放流、さらには未成魚の混獲防止等海域における種苗の育成に至るまでの一連の技術の開発を一体的に進めるように努めるということ。

それから（２）、種苗生産の低コスト化の技術開発を推進すること。

さらには（３）で、栽培漁業を環境変化に適応させながら実施していく。環境変化の適応のための技術と併せて、二枚貝の増殖のための技術開発に取り組むというところをここに定めております。

（４）の技術劣化の防止につきましては、各種の技術が種苗生産の現場で適切に利用されるように努めるとともに、疾病等の問題を迅速に解決できる体制の整備に取り組むことや、計画的な人材確保、種苗生産技術の継承に努めるということをここは新たに定めています。

（５）においては、技術の展開ですけれども、ここにおきましては、栽培漁業と他の水産分野で活用できる横断的な技術の開発に努めること。

それから、（６）の遺伝子組換え生物の取扱いについては、遺伝子を直接操作することによる品種の開発等については、所要の法律の規定に基づいて適切に実施するとともに、胚を操作することによる新たな品種の開発等については、公的研究、試験研究機関が水産庁長官の確認を得て行うもの以外は行わないといったこと。

さらには、外来生物の導入については、基本的に行わないというふうにしております。

これについては、従前と同様の記述をしているところです。

その他の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項ですけれども、その事項といたしましては、関係機関の連携等について、（１）と（２）で具体的に定めるとともに、最後のページになりますけれども、（３）において、基本方針の期間として平成27年から33年までといたしまして、途中で基本計画の変更が行われる場合には、この内容についても見直しを行うということを記述しています。最後に「主な栽培漁業対象種の漁獲動向の見通し」というものの付表を添付しております。内容につきましては、前回の会議で御説明したものと同じでございますけれども、資源管理との連携で資源の増大を目指している上から3つ目のサワラですとか、それからトラフグ、さらには東日本大震災で今漁獲が減少していますけれども、漁獲量の回復が期待できるアワビ類、ウニ類については、増大というふうに見込んでおりまして、その他については現状維持というふうにさせていただいております。

以上であります。

○山下部会長 ただいま事務局のほうから説明のありました資料につきまして御審議をいただきたいというふうに思います。何か御意見などございましたら、よろしく願います。いかがでしょうか。

特に御意見等ございませんでしょうか。

それでは、諮問のありました「第7次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の策定につきましては、原案どおり承認をしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、諮問につきましては、基本方針（案）は妥当と認めるとの答申をしたいと思っております。事務局のほうでは手続のほうをお願いいたします。

それでは、次に、「平成25年度水産白書の概要（案）について」の審議に移りたいと思っております。まずは事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 企画課長の菅家でございます。よろしく願います。それでは、事務局から簡単に資料の御説明を申し上げたいと思っております。

本日、資料の2-1と2-2ということで、2つ準備をさせていただいております。まず、資料2-1の概要（案）というのをおめくりいただいて、白書全体の目次について御

説明をさせていただきたいと思います。目次のところで、資料の構成につきまして前回の審議会でお諮りしましたように、第Ⅰ章におきましては、特集編として、「我が国周辺水域の漁業資源の持続的な利用」について記述をしております。

それから第Ⅱ章につきましては、動向編ということで、毎年ほぼ同じような構成になっておりますが、今回は資源管理、それから漁場の環境について、Ⅰ章のほうで手厚く記載をしておりますので、若干構成が変わっておりますけれども、基本的には昨年と同じ構成になっておるところでございます。「東日本大震災からの復興に向けた動き」についても、第5節のほうで記載をしております。

本日、前回の企画部会での委員の皆様方からの御意見も踏まえまして、資料2-2というちょっと厚めの資料で一次案を示しております。これを中心に御議論をいただきたいと思っておりますけれども、かなり大部でございますので、私のほうからの説明はこの2-1の概要編によって御説明をさせていただきたいというふうに存じます。このⅠ章、Ⅱ章、その後「平成27年度 水産施策」という記述を入れてございます。併せまして、皆様方からの御意見を頂戴できればというふうに考えております。

では、1ページ目から御説明に入ってまいりたいと思います。1ページの第Ⅰ章第1節ということでございます。まず、「我が国周辺水域での漁業資源の動向」ということでございまして、この真ん中のあたりにグラフがございましてけれども、平成26年度の資源評価結果によりますと、中位の資源が減少して、高位の資源と低位の資源が増加をするということで、低位が50%、それから高位と中位合わせて50%と、こういう構成になっております。

それから、真ん中のあたりでございまして、「漁業資源が変動する理由」として、人間による漁獲、それから開発行為、こういった人間の活動だけではなくて、水温とか、海流、餌などの自然環境による影響も非常に大きいということを記載させていただいております。

2ページのほうにまいりまして、「藻場・干潟の重要性とその現状」ということでございますけれども、御案内のように、藻場、干潟は漁業資源の増殖という点で非常に大きな役割を果たしているわけですが、面積が非常に大きく減少していると。我が国の漁業生産量の低下の一つの要因になっているというふうに分析をしております。

それから真ん中のあたりですけれども、「環境変動と漁況の変化」についてです。昨年の春期の沿岸カツオ漁船の漁獲量の減少、それからサンマの漁期初めの漁獲量の減少、こ

れらはいずれも海水温の変化による影響によるものというふうに分析をしておるところでございます。

3 ページに行っていただきまして、「資源を増やすための取組」といたしまして、「種苗放流」、「沖合漁場の整備」、「漁場環境を維持するための様々な取組」と、こういったことについて記載をしております。特に沖合漁場の整備ということでは、ズワイガニ、アカガレイの保護育成礁というものを日本海西部のほうで整備をしましたところ、ズワイガニ、アカガレイの生息の密度が上がったというような成果も上がっている、こういったことを紹介をさせていただいております。

4 ページにまいりまして、我が国の漁船漁業の生産量というグラフを書いております。いつものグラフでございますけれども、85年ぐらいをピークとして、ずっと減少傾向で来ていると。直近の数字ですと、平成25年の概数値で376万トンということになっておるところでございます。

真ん中から下は、遠洋漁業、沖合漁業、それから沿岸漁業、内水面漁業につきまして、状況の分析をしております。まず、遠洋漁業につきましては、かつての4割程度のシェアから、現在は1割程度まで減少しています。この理由につきましては、50年代初めからの各国の200海里水域の設定によって、多くの遠洋漁船が既存の漁場から撤退を余儀なくされたこと。これによって、スケトウダラの漁獲量が大きく減少していると。その後も公海域におけるマグロの漁業等において資源管理の強化が進み、これによって生産量もさらに減少してきておるといふことと考えております。

次に5 ページですが、沖合漁業につきましては、ほぼ5割から6割の水準で推移をしていると。ただ、沖合漁業につきまして非常に大きなトピックとしては、90年代にマイワシが急減をしたということかと思えます。

また4 ページに戻っていただいて、グラフを御覧いただきますと、このピンクの沖合漁業というのがちょうど富士山のような形をしているわけでございますが、マイワシだけを抜き出した黒い折れ線グラフもほぼ同様の傾きを示しております、それほど沖合漁業の生産量に与えるマイワシの影響というものが大きなものがあったということかと存じます。

また、すみません、5 ページに戻っていただきまして、「沿岸漁業の変化」ということでございます。約2割を示す水準で推移をしております。沿岸漁業で特徴的なのは、生産量としては沖合漁業の5割から6割の水準ではございますが、その生産額は3割多いと。したがって、その単価が約2倍程度、非常に単価が高い漁獲物を中心に魚をとってお

られるということでございます。

内水面漁業につきましては、ほとんどの魚種で生産量が減少しておるということでございます。外来魚、それから鳥獣の生息域の拡大と食害も影響しているということでございますが、近年、資源回復の取組みもありまして、琵琶湖等の一部では回復傾向にあるといったこともございます。

6 ページにまいりまして、「漁業生産性からみた我が国漁業」ということで、まず漁業者当たりの生産量を見ますと、沖合・遠洋漁業、それから沿岸漁業とも増加傾向、上昇傾向にあるということでございます。それから、次の「漁労経費当たりの生産量の推移」ということでございますが、これにつきましては、多くの業種で減少傾向にあると。その原因としては、燃油代など、漁業資材の高騰等によるコストが増大をしていると。これが要因であろうというふうに見ておるところでございます。

6 ページの下のところ、その生産量が減少した要因とございますが、マイワシなどの多獲性浮魚類が激減をしていると。先ほど申し上げました点でございます。それから、遠洋漁業の漁場の喪失、こういったほかに自然環境の変化というもの、やはり重要な要因として考えられるのではないかと。それから、マイワシや遠洋漁業の影響を除いたとしても、やはり残りの部分も緩やかながら減少傾向にございますので、漁業経営体の減少というものも生産量に影響しているのではなかろうかというふうに考えております。

7 ページに行って、第2節「我が国の資源管理の現状と課題」ということでございます。「水産資源の基本的性質」ということで最初の箱のところを書いてございますけれども、生物資源として再生産可能という性質がございますので、これを適切に管理をするということができれば、半永久的に利用が可能ということになるということでございます。

(3) のあたりで、「資源管理の手法」ということで御紹介を申し上げます。図にも書いてございますけれども、投入量規制、それから産出量規制、それから技術的規制、こういった3つに大きく資源管理の手法が分けられるわけでございますが、実際にはそれぞれ利点、それから課題がありますので、これらの管理手法を適切に選択をして、組み合わせながら資源管理を行っていくということが必要になってくるということでございます。

8 ページのほうに行ってくださいまして、「TAC制度とIQ・ITQ方式」という記述がございます。我が国のTAC制度、それからIQ方式、ITQ方式に関する分析をここでしておるところでございます。

それから、次のところに「公的管理と自主的管理」とあります。資源管理手法は、先ほ

ど申し上げたとおりなんですけれども、これを法的、制度的な性質として見た場合に、これは公的な規制、政府、あるいは都道府県による公的な規制と、それから漁業者自らが発案して実施する自主的な取組み、これに大きく分けられるということでございます。我が国の場合は、こういった公的規制と漁業者の自主的な取組みを合わせて共同管理をすることによって、これは世界的に注目を集めているということでございます。特に自主的なI/Q方式というものが我が国では行われているということを紹介をさせていただいております。

次に、10ページに行ってくださいまして、資源管理の具体的な事例ということで、秋田県のハタハタ、駿河湾のサクラエビ、瀬戸内海のサワラ漁業、その他について、具体的な事例を御紹介をさせていただいております。

それから、真ん中のあたりで「外国漁船の取締り」というところでございます。記憶に新しいところかと思えますけれども、昨年の秋から初冬にかけて、小笠原諸島、それから伊豆諸島周辺での中国漁船による宝石サンゴの密漁、こういったことが非常に問題となったわけでございます。洋上での監視、取締り活動の強化、それから外交ルートを通じた抗議、さらには法律の改正による罰金の強化等、こういった面で政府一体となって取組みを行ったということでございます。

その下の「資源管理措置の課題と漁業経営」ということでございますが、適切な資源管理を実施し、持続的な漁業経営を維持するためには、各漁業種類が持つ特性を考慮して、その特性に配慮した資源管理措置を実施することが必要ということを記載をしております。

11ページをお願いいたします。第3節「諸外国における漁業の発展と我が国漁業」ということで、幾つかの国の代表的な国々の資源管理の状況について記載をしております。まず、中国、インドネシア、インド、これらの3カ国は、世界での漁業生産量が1位、2位、3位を占める国ということで取り上げてみたものでございます。並べてみますと、いずれの国も産出量の規制ということではなくて、投入量の規制、それから技術的規制と、こういったものが資源管理措置の中心になっております。

中国ですと、漁船の登録制とか、漁業の許可制、それから夏季の一斉休漁、漁具規制と、こういったもの。それからインドネシアにおいては、基本的に許可制で管理をされていると。特に、5トン以上の漁船については、全て漁業許可が必要ということになってございます。インドにおきましても、漁船の登録制、禁漁期の設定、それから網目の規制と、こういったものの管理が中心になってございます。

ペルーだけ特に御紹介申し上げますと、漁業生産のほとんどをカタクチイワシに依存しております。この漁業生産量が年によって非常に大きく変動すると。このカタクチイワシが枯渇をしないようにということで、2009年からI Qの導入をしているわけですが、12ページの右上のほうのグラフが、これがペルーなんですけれども、2009年のI Q制度導入というのが大分右のほうではあるんですが、その後も相当変動しているという状況でございます。このペルーのカタクチイワシというのが、我が国の養殖業向けにたくさん輸入している魚粉の原料になっていますが、その生産が不安定になって、価格に大きな影響を与えているということかと存じます。

次に、12ページの真ん中あたりでございますけれども、ノルウェー、ニュージーランド、それからEU、米国、こういった国々の資源管理の状況について記述をしております。各国を並べてざっと見ますと、漁業の生産量はおおむね横ばい、あるいは減少傾向という状況でございます。それから、何もI Qとか、I T Qとか、そういったものだけをやっているわけではなくて、やはり投入量規制、それから技術的規制と、こういったものがあって、そういった措置とともに主要魚種についてまずT A C制度を導入して、その上でI Q、またはI T Qということをやっているということでございます。

特に、EUは複数の国から成っているんですけれども、13ページの真ん中よりちょっと上の右側のほうに表がございます。これを見ると、やはりT A Cというものがベースになっていて、その上でI QないしI T Qということを導入しているわけでございます。このあたりは各国ごとの地域の実情を踏まえた上での導入かというふうに存じますけれども、こういったものを導入している国でも、全ての魚種についてやっているわけではなくて、例えば国際管理をされている魚種とか、一部の魚種に限ってやっているというような国もたくさんあると、そういう状況でございます。

それで、導入した後は、やはり漁獲量の報告の正確性とか、それから価値の低い未成魚を洋上で投棄してしまうとか、そういったことが問題化をしているようでございます。特に、I T Qについては、その導入後に規模の小さな漁業が縮小してしまうと、そういったことが起きているようでございます。特に米国におきましては、そういった状況が問題化をいたしまして、I T Qを一部の魚種に導入した後、一定期間、新規にI T Qの導入を停止して、その間にいろいろ検討を行って、各保有者のI T Qの枠の上限を設定すると、こういったかなり厳しい規制を加えた上で実施をしているというような国もあるということでございます。

こういった国々と我が国の漁業を比較したらどうなのかということで、14ページの上のあたり、(3)に書いてありますが、我が国の特徴として、漁船数、それから漁獲の対象となる魚の種類、それから漁業種類もこれは非常に多い状況でございます。こういった状況と異なるような外国の制度をそのまま我が国漁業に当てはめると、それはいろいろ問題があるかというふうに思っております、例えばITQ制度ですと、これについては慎重な検討が必要ということかと考えております。昨年行われました資源のあり方検討会におきましても、このITQ制度につきましては、まだ我が国においては時期尚早という結論となっております。一方、IQ制度につきましては、一定の条件の下ではございますけれども、導入できる可能性はあるんだろうということを書いてございます。

それから、第4節で、「我が国周辺水域の漁業資源の持続的な利用と我が国漁業の持続的な発展のために」ということとございます。漁業資源を持続的に利用していくためには、やはり漁場環境保全をしていくということが非常に重要だということとございます。ただ、その際に、生態系とのバランスの維持をしていく、あるいは、漁場環境の変化等に合わせて操業していくということも非常に重要であろうというふうに考えております。加えて、完全養殖技術の推進とか、養殖の餌となる魚粉につきましても、植物原料とか、多様な原料から製造できるような技術開発の必要性も大いにあるだろうというふうに考えております。

その次にまいりまして、今後とも資源の持続性を確保するという意味では、資源管理手法を適切に組み合わせて、資源の維持回復を図って、望ましい資源管理の取組みを行っていく必要があるということとございます。

15ページのほうに行ってくださいまして、「我が国漁業のあり方と資源管理措置」ということがございます。ここでは、やはり国民への水産物の安定供給、それから地域社会の維持といった多面的な役割、あるいは沿岸社会のあり方、こういったことにも資源管理を行っていく上では十分配慮することが必要であろうということとございます。

(3)のほうで、「漁業経営と資源管理」というふうにございますが、漁業経営と資源管理の調和というのは、やはり漁業を産業として持続させ、しっかり成立させていくために、これは非常に重要ということとございます。適切な資源管理措置による資源の安定化というものは、漁業生産量の安定につながり、結果として経営が安定化をします。その上で、漁獲物に付加価値をつけていくということが重要なのではないかとこの考え方でございます。

それに当たっては、(4)にありますように漁業資源を利用する様々な方々との相互協力も非常に重要になってくるということでございます。

ここまでが特集の第Ⅰ章の内容でございます。ここまで、ざっとこの概要版にのっとって御説明申し上げましたが、詳細な本文はこの資料2-2のほうに書いてございます。第Ⅱ章につきましては、動向編といいますか、毎年定点観測的なデータの更新ということでございますので、御説明はちょっと省略をさせていただきたいと思っております。それから32ページ以降に、27年度の水産施策についてもまとめております。前回の審議で委員の皆様方からたくさんの御意見を頂戴をいたしておりまして、それについておおむねこの資料2-2のほうに反映をしておるというふうに思っておりますけれども、2点ちょっと申し上げたいと思っております。

まず、高橋特別委員から、藻場の再生、これにつきまして、震災後の堤防の復旧工事、こういったことによりまして、環境が変化している面もあるのではないかと、そういったことも記述することが望ましいという御指摘がございました。これについて、いろいろちょっと見てみたんですが、適切な事例がちょっと確認できなかったもので、記述してございません。もし、いい事例がございましたら、個別に御紹介をいただければというふうに存じます。

それから、濱田特別委員より、流通、加工のところで、トラックの規制が水産物の流通に影響していると、こういったことを記述することが望ましいという御意見がございました。これにつきまして、いろいろ検討したんですけれども、やはりこれはトラックの安全性の確保のための規制、これをどうするかという論点でございまして、そういった論点があること自体は承知をしているわけでございますが、この水産白書の中で記述することは、ちょっとなかなか難しいということで御理解をいただければというふうに思っております。

全体を通じて、本日も委員の皆様方からたくさんの御意見、御示唆を頂戴できればというふうに考えております。

以上で事務局からの説明を終わります。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明のありました資料につきまして、これから御審議いただきたいと思っておりますけれども、時間の制約もございますので、2つのパートに分けて進めていきたいと思っております。

まず最初は、第Ⅰ章の「特集」について審議を進めていくことといたします。その後、

2つ目のパートといたしまして、第Ⅱ章「平成25年度以降の我が国の水産の動向」及び「平成27年度 水産施策」について御審議をいただきたいと思います。なお、第Ⅰ章と第Ⅱ章につきましては、一次案として資料2-2がお手元にございますので、これに沿って御審議をいただきたいと思います。

では、まず1つ目のパートであります第Ⅰ章の「特集」について御審議をいただきます。お手元の一次案について、御意見、御質問がありましたら、御発言のほうをお願いいたします。

皆さんが整理して考えておられる間に、私からちょっと技術的な質問を1つだけ、まずしたいんですけども、2-2じゃなくて、2-1で質問してもよろしいですか。よろしいですか。概要版のほうですね。

例えば、4ページなどですけれども、4ページの例えば一番下の遠洋漁業の隻数の推移の表とか、ほかにもたくさんあるんですけども、例えば平成15年と20年の間に記号（㉞）がついているんですね。これ、ほかのところにもたくさんこの記号がついています。例えば、6ページをめくっていただくと、6ページにも20年と21年の間とか、15年と20年の間、これはどういう意味なのかというのを技術的なことなんですけれども、お教えいただけますでしょうか。

○企画課長 御説明申し上げます。

例えば、4ページの資料のこの漁船の隻数ですと、漁業センサスというもので、これは5年ごとに行われているかなり大規模な調査なんですけれども、この15年と20年の間は、統計のとり方が相当変わっていて連続性に欠けると、そういう意味で、ちょっと記号を入れさせていただいているものでございまして、特に6ページの漁業就業者1人当たり生産量の推移のところなどは、そういう関係もあって、ここは数字をちょっと抜いている状況でございます。同じく隣の沿岸漁業につきましても、15年と20年の間には連続性に欠けるという、そういう注意喚起の意味で記号を入れさせていただいているものでございます。

○山下部会長 ありがとうございました。

それともう一つ、私のほうから皆さんが考えておられる間にですけれども、1ページに「漁業資源が変動する理由」というのがあります。これも概要版資料2-1でお願いいたしますけれども、1ページに「漁業資源が変動する理由」として幾つか書かれています。それで、今度6ページには、一番下に「近年の我が国の漁業生産量が減少した要因」というのが書かれているんですけども、この2つ、見比べると、いわゆる資源の減少という

のが漁獲量の減少に最も直結するんじゃないかと思うんですけども、そのつながりがうまくつながっているかなという気持ちがあったしまして、それを意見として申し上げたいというふうに思いました。漁業資源に影響を与える要因としては、人間の漁獲とか、人間活動以外に水温、海流などもあると。で、マイワシもあると、こういうふうに書かれているんですけども、今度、6ページの漁業生産量、いわゆる漁獲量が減少した要因としては、ここには資源の減少という、その大元のこと書かれてはいないと。それから、そういう意味ですね。それでつながりがどうなのかなというふうに思ったような次第です。それで、マイワシのことは両方に出てくるわけですけども、それをちょっと気になったのでコメントしたいというふうに思いました。

私からは以上ですけども。

寺島委員、お願いします。

○寺島委員 防潮堤の建設による影響というところで、これは建設が始まって、今その姿をあらわしているところなので、現状でのデータというのはもちろんないんだと思います。ただ、砂浜、海岸、大体今、気仙沼周辺でつくられている形あらわしたものとかというのを見ていますと、要するに、ベースの部分の掘削がもう幅50メートルとか、しかも、そこにかかなりの深さまで幅を掘ってというようなことで、東北大の研究者、いろんな人がそこでモニターを始めたりとか、あれしているんですけど、これまで表立って議論されてきたのは、景観のことだとか、海が見えなくなると、その自然からの警告みたいなもの、そのつながりが断ち切れてというようなことなど、いろいろありましたが、ただ、一番やっぱり漁業とかですね、懸念されるのは、例の森は海の恋人の言葉にもあるように、やっぱり陸側からの水の流入というのが、その供給というのが、もうそこで断ち切られると。それがどういうふうな影響、とりわけ湾とか、そういったところでの生態系だとか、養殖の環境だとか、水の養分だとか、栄養分だとか、そういうところでどういう影響を与えるのかというのが、すごくやっぱり現実として懸念されるところで、だから、これはここに記述するしないにかかわらず、やっぱり水産庁としてもぜひ注視していただきたいところだと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 先ほど説明をしていただきましたけれども、前回、私が言いました震災による土盛りですか、自然破壊の問題をどこかに入れたほうがいいんじゃないかというこ

とでお願いした。一番分かりやすいのは陸前高田市です。近場の山をほとんど削って、大型のベルトコンベヤーで5メートルぐらいの高さで、それ一面に埋めてしまうという状況なんですね。山の形も当然変わってきますし、それから地肌むき出しという状況となっている。かつて山から海へ栄養分を運んだ自然環境が、全部壊れます。自然体系が、これから何十年、いや何百年掛けて、もとに戻っていくということなんでしょうけど、その間、あの周辺の藻場を始めとした漁場形成にどのような影響が出てくるのか。大雨とか、雪どけ水が海に流れたときに、恐らく、赤土がそのまま流れ込むんだと思います。栄養分はほとんどもうありませんので。そういうものがいわゆる生態系にどのような影響を与えるかということで、どこかに記載をすることで、将来への注意喚起ということをお願いできればなということで前回お願いした。事例がないのは、当然で予想外の津波だと言っているわけですから、当然、事例があるわけがないので新たな形の中で1ページ加えていただければありがたいなと思っています。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

千葉委員、お願いします。

○千葉特別委員 14ページの一番下なんですけれども、「資源の持続性を確保するための措置」ということで、一番下から2行目の「科学的知見が漁業者を始めとした関係者に周知されるとともに」とありますけれども、この中で、確かに栽培漁業にかかわらず、地方で希少な魚種とか、そういったものについてのどの程度のサイズが未成魚で、あるいは何年生きるんだというようなことが、漁師さんの方も分かってない魚種というのがかなりあるんですね。魚の特性とか、そういったものをできれば水産大学の先生とか、そういった方々と漁業者と話し合うような機会というのがあると、非常に有効じゃないかと。

例えば、太平洋側の深海でとれるメヌケという魚があるんですけども、ああいったものは、20年、30年たって、ようやく産卵するわけですね。30センチ、40センチというのは未成魚で、一度も産卵したことない。ところが、それは漁師さん知らずに、高価な魚ですので、いっぱい獲っているということで、そういったことを水産大学の先生と一緒に漁師さんにお話ししたところ、じゃ、私たちは子供を獲っていたんだなということを経験してもらったんですね。そういったことを遊漁者も含めて話合いを持ったところ、遊漁者全体で深海のその魚を獲ることをまず回数を減らすというようなこととか、あとアイナメに

ついても、産卵したアイナメはオスが卵を守る。婚姻色になって真っ黄色になるんですね。それがオスが卵を守るんだということを漁師さんとか、遊漁者に教えたところ、非常にその真っ黄色に婚姻色になったアイナメを釣る人とか、漁師さんとか、市場にも並ばなくなってきたんですね、岩手の場合。ですから、そういった漁師さんと、あるいは遊漁者ともに、そういった魚の生態の勉強をする機会があることが、最終的にはこういったことの資源の管理にもつながってくるんじゃないのかなと思ひまして、一言御意見です。

○山下部会長 ありがとうございます。情報の共有が大事だという御意見でした。

ほかにはいかがでしょうか。

安成委員。

○安成特別委員 ちょっと質問も含めてですが、この概要は、一応概要として、最終的にこういう形出すと考えていいのでしょうか。

○企画課長 この概要は、説明の用に供するためのものでありまして、あくまで正式なものは、本体の資料2-2というものが正式な文書ということになります。

○安成特別委員 分かりました。何か概要をつくりますよね。

○企画課長 それがこの資料2-1です。

○安成特別委員 資料2-1という形で概要というものが出されますね。

○企画課長 これを概要として、説明の用に供するのですけれども。

○安成特別委員 配付する資料として。

○企画課長 正式な文書としては、資料2-2のほうが。

○安成特別委員 もちろん、それはそうですが、概要は概要として、これは正式なものと考えてよろしゅうございますか。

○企画課長 資料2-2は最終的には閣議決定文書になるんですけれども、この概要は閣議決定の対象ではございません。

○安成特別委員 ただ、説明用にこういうものでだと。

○企画課長 本体と概要という形ですね。

○安成特別委員 分かりました。そこで、概要について、本体と少し違う部分について、コンパクトにまとまっているので、仕方ない部分とも思いますが、第I章の「特集」のところで、本体のほうは、「特集」について、最初のページで、「この特集は、我が国周辺水域の・・・」で始まる節のなかで「発展のために必要な方策について検討します」として「特集の目的」が書いてありますが、概要のほうにはそれが抜けています。「漁業資源の

持続的利用」の特集に関しての記述では、第一に重要なのが目的だと思います。もっとコンパクトにして構わないのですが、概要のⅠ章「特集」の冒頭に目的について説明を加える必要があると思います。

それと、概要のところの各国のデータ、11ページのデータのところですが、中国、インドネシア、インド、ペルー、それからノルウェーとあります。特に、中国のところですが、本体のほうには、中国は養殖の生産量がすごく大きいと書いてありますし、FAOのほうもそれを書いてありますが、ここの1,400万トンという数字は漁獲の漁業生産だけですね。なので、1,400万トンというのは、養殖生産を除くと注を入れておかないと、紛らわしいことになると思うので、これは漁業生産の数字であると記述したほうがいいと思います。

それと、ちょっと細かいことですが、これは動向編のほうだったので、後で申し上げます。

○山下部会長 後で、よろしく申し上げます。

お願いします、寺島委員。

○寺島委員 一つは言葉で、例えばこの概要版だと、20ページの第2節「水産物需給の動向」というところで、1行目に我が国の魚介類の国内消費、何と読むんですか、シコウリョウというんですか。

○企画課長 シムケリョウです。

○寺島委員 「仕向量」というの、これはどういう言葉ですか。初めて見る言葉だったので。

○企画課長 消費に向けられている量という意味でございます。

○寺島委員 普通、私、新聞の仕事にいますけれども、余り使いませんよね、こういう言葉。これが分からなかったのです。すみません。これは用語としてあるのであれば、あれですが。これはちょっと言葉として分かりませんでした。

それともう一つ、概要版で27ページ。第5節「東日本大震災からの復興に向けた動き」。以前の審議会で、この部分で風評被害というものの存在を明記してください、その御検討をお願いしたんですが、例えば東電が、既にいろんな形で漁業者に対して風評被害の賠償を行っているケースというのは幾つもあって、この辺の御検討はどうかというところをちょっとお聞きしたいんですが。

○山下部会長 お答えをいただけますか。

○企画課長 今までの御質問、御指摘につきまして、まとめてお答えを申し上げたいと思

います。

まず、寺島委員の最初の御発言、それから高橋委員の御指摘の防潮堤なり、そういった震災復興に伴う工事による漁業生産への影響ということでございますけれども、これが今後どう顕在化していくかというのをちょっと見極める必要もあるのではないかと感じておりまして、どのように書くかどうかも含めて、ちょっと検討させていただければというふうに思っております。

それから、千葉委員の御指摘。まさにそういう、漁業者の方に資源管理の状況、あるいは必要性を御理解いただくというのが非常に重要であって、また逆に、漁業者の日頃の漁業活動の中から、経験上お持ちの知見を研究サイドの方にお伝えいただくような、そういうことも非常に重要だというふうに考えておりまして、まさに委員のおっしゃるようなことの重要性を書かせていただいたわけでございますので、そこは方向性は全く一緒ではないかというふうに考えております。

それから、安成委員の御指摘につきましては、これは全くおっしゃるとおりでございますので、そのように修正をいたしたいと思っております。

それから、寺島委員の2つ目の御発言につきまして、確かに前回、風評被害、これによる販路の拡大が非常に重要であるという御指摘ございました。それで、資料の第Ⅱ章のほうになるんですけれども、第Ⅱ章の133ページから134ページのコラムのところなんですけれども、委員がおっしゃるように、やはり販路の回復が遅れていて、ここをしっかりとっていくことが今後の震災復興、水産関係の震災復興で非常に重要なポイントであるという認識のもとに、こういう復興水産販路回復アドバイザーグループを水産庁のほうで発足をさせていただきまして、各分野の専門家の方々の御意見も踏まえながら、アドバイスをいただきながら取り組んでおるという事例を記載させていただきました。アドバイスの事例なんかも、ここに御紹介をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに何か御意見。

どうぞ、津森委員。

○津森委員 津森です。今、菅家課長おっしゃられたアドバイザーですね。最近よく耳にするのが、「水産庁の認定された指導員です。」とか、「アドバイザーです。」という方をちょっとお見受けすることがあるんですけれども、今後は、できればこういった水産業

界の指導員であるとか、そういう方々に対しての明確な何か目的意識を統一させたような、何かそういう文書があると、私どもも分かりやすいかなと思います。

あと漁協でいろんなブランディング化をされていると思いますけれども、統一化ができていなくて、同じ漁協の中でも、様々なブランディング化しているなどあると思います。ぜひとも「プライドフィッシュ」というのができているので、漁協は全て「プライドフィッシュ」で統一して、そこに付属している、付随しているところでブランディング化しているんだというような、何か画一的なものが一つあれば、ちょっとまとまりがあって、分かりやすいのではないかなというのをちょっと感じました。失礼いたしました。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

長瀬委員、お願いします。

○長瀬委員 先ほど、内水面のところは15ページに2行ほど書かれているんですけども、説明ではその2行さえ飛ばされて、何も出てこないなと思って見ていたんですが、これに関連することが資料の2のほうに9ページと22ページにあるんですね。この22ページのほうから先に申し上げますと、激減した種の中にアユという文言が入ってないんですね。今、内水面で一番問題になっているのは、シジミもそうなんでしょうけれども、アユが一番減少して、その遊漁者の減少につながっていると思うんですね。一番末端のほうに、「回復が可能であることを示して」と。とてもうれしいことなんですけれども、これを全国的に成したときに、内水面が現状として回復をしているよという実感はまずないというふうに感じております。

それと9ページのほうに、一番最後のほうに、「漁業者、国及び地方公共団体が一体となって、内水面環境の改善、種苗放流及び補食・外来生物への対策といった漁場環境整備を図ることとされています。」となっていますが、内水面振興法の中では、することができるものとするというような中途半端というか、そういう表現しかできないんでしょうけれども、そういうことであって、この「図ること」となっているというのは、そこから一歩も二歩も踏み込んだ表現だと思うんですけども、これを信用してよろしいんでしょうか。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

じゃ、一回お答えをいただけますでしょうか。

○企画課長 津森委員からいただきましたアドバイザーの関係がいろいろ多様化しているとか、明確化されていないんじゃないかということでございますけれども、この復興アドバイザーに関しましては、ここにもちょっと書いてあるように、やはり商品開発、ここに力を入れて、付加価値の高いものを開発して売っていくことによって、もう一回販路をしっかりとつくっていくと。こういう観点からのアドバイスというものを主にしていただくというイメージでございまして、134ページに書いてございますような、こういった試作品づくりを支援をするとか、こういったことを考えているわけでございます。

それから、漁協のブランディングにつきましては、各漁協がいろいろ自らの創意工夫を發揮した取組みをやっていくといった面もあると思いますので、これを行政のほうで一律的に画一的にというわけにも、なかなか難しいんじゃないかというふうに考えてはございますけれども、プライドフィッシュとか、それから、漁協ダイレクトではないかもしれませんが、私どももファストフィッシュのような取組みもやっておりますので、そういったものを利用、活用して売りにしていただくということもあるんじゃないかというふうに考えております。

それから、長瀬委員の御指摘でございます。すみません、15ページのところを飛ばして大変恐縮ですけれども、概要版の5ページのところでは、沖合、沿岸、遠洋の並びで御説明をしっかりとさせていただいたわけでございます。決してどうこういうことではございませんので、御理解を賜りたいと思っております。

それから、ちょっと実感がないというお話だったのでございますが、こちらのほうもマクロ的な数字でどうこうということではなくて、事例として見た場合に、そういう動きもあるということを書かせていただきましたので、仮にトータルとしてのマクロ的な実感がどうかということと言われますと、そこは委員のおっしゃるような、まだそういう状況かもしれないというふうに思っております。

それから、法律の関係でございましては、法律の条文というのは、いろいろ定型的な書き方があって、できるとか、そういうような規定をする場合も多いんですけれども、ここにも書いてございますように、水産庁の心意気としては、こういうことだというふうに御理解をいただければと考えております。

以上でございます。アユにつきましては記述を検討いたします。失礼しました。

○山下部会長 寺島委員。

○寺島委員 II章の第5節で、例えばこれで言うと、135ページとか、要するに第一原発周

辺の漁業の、東電の要するに汚染水ですね。汚染水流出防止の取組みがここに書かれていて、それを紹介していると。コンパクトにされているということですが。例えば、去年、私、東電の漁業者に向けた例えば相馬の漁協にエールを掲載しようと、東電の説明会とか、毎回取材していますが、そこで去年の3月でしょうか、福島県の水産試験場に対しては、水質の推移というか、変遷というか、変化というか、震災前の水準にほとんど、これは相馬沖でというような記憶があるんですが、水質そのものはもう戻っていると。もちろん海底の砂とか土とか、そういったものにセシウムが付着して沈んで、付着してというあれはあるにせよ、その海水自体の水質というのは、震災前の水準にほとんど戻っていて、それゆえに、試験操業の魚種ですね。57というか、あれ、さらに増えたんじゃないかなったでしょうか、このあいだ、タラでしたか、あれが増えたとかという記憶があったんですが、その辺の水質というものについてが、もうほとんどもとに戻ったというところの水産庁の把握されているようなデータでもありましたら、それもまた載せていただいたらどうなのかと。この辺のところ、多分、一番消費者のほうも多分心配しているところなんだろうと思いますので、その辺、ちょっと御検討いただけたらと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊特別委員 最初の部分なんですけれども、漁業資源の変化と現状について述べられて、その変動する理由についても記載されておるんですけれども、こことその後ろのほうの資源管理の話とをつなげて読むと、どうも漁業活動が原因で大分資源が悪いことになっていて、そのために資源管理のほうをしっかりと考えていくというようなストーリー、そういう印象をちょっと受けるんですけれども、実際には資源管理自体もかなり変動する、天然資源を、魚については非常に変動するものをうまく管理して、安定してその魚を利用するということが主眼だと思いますので、その辺がもともと魚自体は変動するものだということが分かるような、印象としてそういう印象を持っていただけるような書きぶりが必要かなというのを思いました。

もう一点なんですけれども、概要のところという、5ページの沖合漁業の変化のグラフがあって、その説明の四角があるんですが、その一番下のところで、最後のところですね。「漁獲対象種は多様化。」という言葉が使われているんですけれども、この多様化というのが、例えばこれだと、イワシ類がとれなくなったので、ほかの魚種をとるようにな

ったという、そういうような印象を与えてしまうんですけども、実際にはイワシが抜けて、相対的にほかの魚種が増えているということだろうと思いますので、その辺、ちょっと確認をしていただければと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

山根委員、お願いします。

○山根委員 第Ⅱ章のほうでもよろしいですか。

○山下部会長 第Ⅱ章はもうちょっと後で、すみません。

高橋委員。

○高橋特別委員 渡邊委員も申されましたけれども、どうも、商業漁業が非常に問題があるんだというような何か書き出しですね。本体のほうの4ページの上段のほうに、変動する理由の上から3行目ぐらいに、「漁獲の影響」だというような形で記載をされております。やはり、何か環境保護団体が漁獲をしてはならないんだというような読み出しに見えるんですが、決してそういうことじゃなくて、やはり資源を守りながら、適正な漁獲を求めていくんだと、これが商業漁業の主たる目的でしょうから、そういう意味では、ちょっとこの書き出しだと、何か変な誤解を与えてしまうのではないかなというような気がします。当然、気候変動なり、その辺の要因というのはかなりあると思うんですが、ちょっともう一工夫をしていただければなと思っています。

それから、本体のほうの30ページなんですけど、中段ぐらいにTAC制度の「オリンピック方式」と書いてあるんですが、今までもこういうふうな形でやっていますが、今回、IQ、それからITQの記載がかなりありますが、もう一つ、グループ操業でやっている業界があります。グループ操業というのは、かつてはいろんなトラブルのもとだったんですが、現在は非常に上手くいっている事例が多くあります。安全な操業も確保できていますし、それから資源管理に対しても非常に有効な休暇、休日もかなりとっていますので、そういう意味では、将来、このIQ、ITQに代わるような制度の一つになってくるのではないかなというような印象も受けます。現在、何か所かやっているはずなので、事例を出せるものであれば、資源管理の一つの方法ということで、記載していくべきではないかと思います。どうもIQとITQに振り回されているような感じがしますので、漁業というのはそれだけではないので、グループ操業、それから協業化もあるでしょうし、そういう

意味では、別の意味での資源管理というものもあると思いますので、どこかに記載することができるのであれば、徐々に記載をしていくときではないのかなというように思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、一度お答えをお願いできますか。事務局のほうから。

○企画課長 まず、寺島委員の水質に関するデータのほうは、ちょっといろいろこちらでも調べてみたいというふうに思っております。

それから、渡邊委員と高橋委員、共通でございました資源の変動の要因ということでございますが、むしろ我々としては、今回、漁業資源が変動する理由として、これまで漁獲とか、開発、そういったところに非常にウエートを置いた言い方をされてきたのをそうではなくて、水温とか、海流とか、そういった資源環境による影響というのも、実は非常に大きいんだということ逆を打ち出したつもりでおったわけですが、もし、なお誤解を生む書き方であるということであれば、基本的考え方は考え方として、書き方のほうをちょっと工夫する余地はあるんじゃないかというふうに考えております。

それから、グループ操業につきましては、おっしゃいますような漁業者による自主的な資源管理のあり方の一つではないかというふうに理解をいたしておりますけれども、ちょっとどんな書き方があるのか、もし工夫できれば、工夫してみたいと思います。

○管理課長 高橋委員からの御意見で、4ページのところですか、資源が減少する原因で、真っ先に漁獲が出ているという御指摘があったところなんですけれども、もちろん漁獲の影響だけで資源が減っているということではなくて、後段で順々に、ほかに資源が減少する要因というものを掲げさせてもらったところです。こういったものを水産庁が記述する場合は、まず漁獲による影響を書いておかないと、自覚してないのかという話にもなりかねませんので、あえて冒頭に書かさせていただいたところです。

○高橋特別委員 「漁獲の影響です。」と、もうここで切っているんですね。これは、私、問題なんだと思うんですね。

○管理課長 漁獲が資源に影響を及ぼす例としてしばしば挙げられることを説明したもので、後段のほうには、ほかにいろいろな要因もございますということを書き足したつもりだったんですが。

○高橋特別委員 どんな文字を使おうが、ここではっきり漁獲の影響だと言い切っているわけですね。それが問題だと思うんですね。などとか、というものが入れればいいですが商業漁業の乱獲で資源は枯渇している、獲り過ぎなんだと、こういうふうに言われてしま

うと、我々、魚をとる側の人間からすれば、非常に大きい問題となります。

○企画課長 書き方はちょっと工夫調整させていただきたいと思います。

○山下部会長 ほかにはいかがでしょうか。

濱田委員。

○濱田特別委員 大変充実した内容かというふうに思いました。それで、資料の第 I 章の原本のほうですね。概要じゃないほうの28ページ、読んでいて、23行目になるんですかね。

「入合」、漁場であるという「入会」のことかなというふうに思うんですけども、入り会うのは「入合」じゃないので、これは僕はちょっと不勉強といいますか、これは初めて見たので、間違いかなというふうな。

○企画課長 はい、字の間違いです。

○濱田特別委員 それで、資源管理の歴史ということで、昔からある入会漁場の漁場利用のあり方から組み立てるのはとてもいいとは思いますが、資源管理という概念自体はかなり新しいので、この当時のことだと、漁場利用の基本ができたんだという程度に言葉をとどめておいたほうが正しいというふうに思っています。4行目に、「皆で決める」ことが我が国の資源管理の基本となって」きたということで、近世からの入会漁場の使い方というのは、基本的にはお互いけんかしないように、うまく使っていくというものだったので、概念的に資源管理というようなものが急にこの時期からあったというふうには思えないのです。当然、とり過ぎたら、漁場はだめになるということは当然あったんでしょうけれども、言葉として、その当時はけんかにならないようにというところのほうが強かったと思います。ですので、漁場利用の調整という入会の地を潰さないということだと思います。この当時から資源管理の基本となったということは、資源管理が叫ばれる現在から見ればそういうふうなことが言えるのでしようけれども、ちょっと過ぎた言い回しかなというふうに思っています。

それと、その上で、今回も I Q の話がまとめられていますがその点についてです。32ページ、33ページです。昨年度までの話でも言ったんですけども、我が国でも事例があるということで、増えていますということで書いています。けれども、特段、I Q という手法を自主的にやっているということが目新しいわけではなくて、最近になって資源管理計画等で載ってきたということで認知されているということにすぎないと思うんですよ。そもそも、そうやって自ら漁業者らが漁場利用の調整している間にできたものに過ぎないのです。特に根付資源においては、一日何キロまでですよという取決めみたいな漁業はい

っぱいあって、それが明文化されたり、現代の事業に乗せることで、目に映るようになってきたということのほうが強いと思うのです。表現として、今の世の中の流れに沿って、こういうふうなことをやっていますという言い方ではなくて、そもそもこういう取組みの手法としてあったというふうに、そういう知恵が現場にあったという方が正しいのではないのでしょうか。何か海外から輸入してきたものを使っていますというんじゃなくて、日本の現場にはそういう知恵があったと。入会の概念もそうなんですよね、もともと。入会というのも、もともとひとり占めしてとっちゃだめだよということで、みんなで分け合うために入会の概念があるわけですから。実際に海以外のところでも、そういう取り分を分けてやるというやり方はあったわけです。IQなんていう以前からあって、日本には。だから、ちょっと面倒くさい話ししているかもしれませんが、表現としては、IQという言葉当てはめたいというのは、昨今の事情からも分かるんですけども、我が国はそういうのじゃなくて、もともとあったんだみたいな、そういうふうなのが正確なことだというふうに思います。ちょっとくどい話ですけども、騒ぐ人が多いので。騒ぐぐらいならもうちょっと勉強してからにしてほしいです。勉強しないで騒ぐ人が多くて、日本のことをよく勉強しないで騒ぐのはやめてくださいとも書いてほしいぐらいです。ここに。

○山下部会長 ありがとうございます。

寺島委員と、それから武田委員、手が挙がっていますので、寺島委員、お願いします。

○寺島委員 I章の詳しいほうのやつです。これで、ずっと最初のほうですね。例えば、18ページのあたりから、漁業生産量の推移というものが出ていて、全体としてはもうかなり減っていて、ピークから比べると、3分の1ぐらいになっていると。非常に厳しいというようにこの表が示しているんですが、それで、24ページに行きますと、1人当たりの生産量の推移というものが出ていて、これは上がっていると。それで、「沿岸漁業、沖合・遠洋漁業を通じて、我が国の漁業における就業者当たりの生産性は、全体として向上している」と。つまり、どこにその評価のポイントというのを置いたらいいのかと。

当然ながら、日本漁業が黄金期だった頃に比べれば、衰退産業というふうなイメージはみんな持っている。だけれども、1人当たりの生産量を見れば、今度は上がっている。つまり、どこに評価の価値というのを置けばいいのか。つまり、もう全体の生産量はいろんな状況から減っているわけだから、それを担う人一人一人のつまり生産量と、そういうところで評価していても、もういいのではないかと。持続可能な漁業というのであれば、というふうな見方もできますし、だから、その辺のところを、読み手はその辺、

迷うと思うんです。これに、もしかすると、これに「漁労経費当たりの生産量の推移」というのがあって、燃費ですね。これが当然ながら上がっていて、いろんなデモンストレーションが、いろんな漁業者たちがあったというのは、もうここ数年来で何かいろんなニュースにもなっていました。これに例えば漁業者1人当たりの収入であるとか、そういうデータがあればの話ですが、そういうのが1つ加わると、生産量は全体として減っていて、でも、個別を見ると増えていて、でも、中身を見ると、一人一人の収入というのは減っていて厳しいんだとか、その辺が分かるのかと、もう一つそのデータを置くことでですね。ちょっとどっちから評価していいのか、ちょっと迷うような感じになっております。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、武田委員、お願いします。

○武田委員 先ほどの4ページの「漁業資源が変動する理由」に、「しばしば指摘されるのが、漁獲の影響です。」というところで、私も違和感を覚えます。7ページ、11ページに、コラムとして「クジラと他の水産資源との関係」が述べられています。ここでは、年間の漁獲量の3倍から、人間が獲っているものの3倍から5倍、クジラに食べられていて、我が国周辺海域では、イワシとかサンマとかがクジラに捕食されて「漁業とクジラが競合状態となっていることが明らかとなっています。」と書かれているのにこちらのほうでは、人間の漁獲だけでクジラのごとは触れないのは、不自然だと思うんですね。

2014年9月にありましたスロベニアでのIWCに行った人の報告書を見ると、反捕鯨国は、クジラをとることへの非難ばかりの、起承転結ではなくて結しかない主張だったようですが、「鯨は他の魚とちがう賢い動物なのでとったらいけない、絶滅危惧種だ」とか、クジラは食料資源とは見ていなくて、愛玩動物のような観点で、日本をすごく責めている。でも、私たちの国では、漁業資源がクジラに食べられてしまっているということとや、クジラは肉にはない、DHAなどの脂肪酸をたくさん持っていて私達の健康によい食材であるからこそ、鯨を食べる文化を守っていききたいという気持ちがあるのですが、それが諸外国よりもまず、日本国民にも知れ渡っていない、周りの人に話すと「へえ、そうなんだ」と言われて驚かれたり、若い人は「クジラを食べちゃいけないって、ほかの世界の人たちが言うなら牛肉を食べれば問題ないじゃないか」と安易にいったりする。そういうときに、捕鯨は日本の漁業資源の減少とも直結しているし、鯨を食べることは健康にいいのだから、日本は鯨を食べる分化を守りたいのだ、というわが国の姿勢も、国民に響いてくるように書いていただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

長屋委員、お願いします。

○長屋委員 言葉の使い方でもあるんですけども、概要版でいうと8ページです。本文でいくと32ページなんですけど、ここで「公的管理と自主的管理」の一番最後のところに、「自主的なIQ方式」という言葉が出てきます。私は、このIQという言葉、これを役所のほうでどう定義されるか。私は、国なりが個別の割当てとして定める、これがIQという言葉として一番本来のものだというふうに思っております。それに、この「自主的な」という言葉を使ったIQですね、こうなりますと、私どもとしては、先ほどありました自主的管理の中で、いろんな方式でこれに近いようなことをやっているということは、これまでも主張してきているところです。

それが、どこまでが自主的なIQで、それから先がそれ以外の自主的な管理だ。例えば、プール制でやっているサクラエビの例なんかは、結果的にはそれぞれの船が別に競争するわけでないですから、大体均等な漁獲をする。こういうものも、結果としてはそういうIQに近いような効果を出しているものもあるんですけど、ここで自主的なIQという言葉で国として白書の中に出されるということになりますと、そこはどういうものが、どこまでがなるのか。この新潟県でやっているホッコクアカエビ、これもIQ方式だというふうに書かれているんですけども、本当にそういうものなのかどうか。何をもってIQという範疇に入れるのか。ここはやはり整理をしていただいて、記述をしていただきたい。多分この自主的なIQということは初めて出てきたと思いますから、そこはちょっと整理をしていただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

じゃ、お答えを事務局からいただきますか。

○企画課長 お答えいたします。

まず、濱田委員の最初の御指摘、漢字の間違い、これは大変申し訳ございませんでした。修正をいたします。

それから、2点目の資源管理の言葉の使い方についても、これは調整させていただきたいというふうに思います。

それから、長屋委員からもございました自主的なIQの話でございまして、ちょっとそこは検討させていただければというふうに思っております。

それから、寺島委員の御指摘でございしますが、ちょっと資料の第II章のほうに、実は漁

業経営の所得がどうなっているかというような分析のほうは記載をしてございます。第Ⅱ章のほうの74ページとか、75ページとか、ここら辺でございます。

これと併せて御覧をいただいて、読んだ人なりの御評価をいただくということかと思っておりますけれども、最初御指摘のあった生産量の変化については、3分の1ぐらいになっているように見えるんですけれども、その理由として御説明先ほど申し上げましたが、もう一回申し上げますと、特に遠洋漁業については、外国の200海里規制で漁場を締め出された。それから、公海上カツオ、マグロ漁業も非常に厳しい管理を受けるようになった。それから、何より沖合漁業のマイワシの大変な漁獲量の減少と、こういうことが合わさりまして、3分の1ぐらいになっているように見えるということもあって、そこは必ずしも日本漁業の衰退が、そのまま漁業の力が3分の1になっているわけではないんだという事は御理解いただければというふうに思っております。

それから、武田委員の御指摘の点につきましても、ちょっと文章上の工夫をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

長屋委員、お願いします。

○長屋委員 しつこくて申し訳ないんですけれども、「自主的なI Q方式」という言葉ですね。資源管理のことについて、これだけ白書の中で非常に体系立ててやっていただいたことは大変感謝も申し上げます。

こういう機会に資源管理について、一般の方々にも、それからマスコミの方にも分かっていただくためには、それぞれの議論がどこの部分の議論をしているのかということを確認にしていかなければいけないんだと思っています。それが明確になっていないので、これまでもI Qの議論だとか、T A Cの議論だとかというのが、ある一部分だけを議論しているにもかかわらず、全体を議論しているような受けとめ方をされ、一般の方々に間違ったイメージを与えているものだと思っています。

今後は、例えばI Qについて議論していくのであれば、T A Cを中心とした公的な管理の中でのアウトプットコントロールのステージの議論をしているんだと。その中にI Qというものがあるんだというふうに議論しているステージを明確にしていく必要があると思います。自主的な管理までを含めての管理にまたI Qという言葉が出てくると、公的な管理のいわば出口規制のほうの話の議論と何か、またごちゃごちゃになってしまう。今後

そういうことを明確にしていくためには、議論がどの場面の議論をしているのか。公的管理と自主的な管理という管理主体、それからインプットコントロールとアウトプットコントロールという管理の手法により仕分けられる4つの場面をしっかりとイメージできるような形で議論をしていくというのが大事だと思うんです。

そういった意味で、「自主的なIQ」というような言葉というのは、私はできるものなら使ってほしくない。自主的な管理の中での出口管理というような、ほかの言葉を使ってやっていかないと、議論がまた間違いを起こすもとになるのではないかということで申し上げておりますので、資源管理のことについて、水産庁で整理される一つの中の重要なものとして御検討いただきたい。よろしくお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

ちょっと難しい課題をいただいたかと思えますけれども、濱田委員と高橋委員から手が挙がりました。

○濱田特別委員 しつこい話で申し訳ございません。今回のよかったのは、入会概念を出したというところにまずあって、で、入会地とか、入会概念というものが、こういった皆でうまくやっていくための知恵を生み出してきたというところなんですよ。だから、資源を管理することが目的じゃなくて、みんなが生き延びていくために何をやる。けんかしないで何をやるかという、こういう調整の歴史があって、その手法の中の一つとして、漁業者の間で海の状況と市況を見ながら、漁業者集団のなかで、今日は万丈かごを10箱しかだめだよとか、という制限をかける取り組みをやっているのです。そのような漁業者集団が行っている調整は結構いっぱいあって、こういう取り組みが明文化されるようになったのは最近になってからなのです。そもそもそういう取り組みは歴史的にずっと積み上げた知恵の一つなんです。漁業者がいわゆる自主的に取り組んでいる個別割当てみたいなものですね。

だから、そういう体系の中の一部なので、余りここで「自主的IQ」という言葉を使って何かスポットを当てるようなことをすると、変な勘違いされる。やっぱりこれは、そもそも日本の入会漁場を使う利用者の中で、ちゃんと調整してきた一つの知恵の体系としてあるということをごどこかで明記していただきたいというふうに思います。入会概念がせっかく出てきたので、そこにつなげて、こういう分け合って生きていくという、そういう集落の管理手法が広がって、多少海域が広がってもそういうものが利用されているという、そういうふうな解釈の中で書いていただくとよいかというふうに思います。

一方で、資源というのは、人間が完全に管理できないわけなんです。コントロールできないんですよ。TACをやっても、IQやっても、これはノルウェーの事例とか、ペルーの事例を見てのとおり、そんなのは安定維持なんかできるわけがなくて、そもそも。だから、そんな万能薬があるみたいなのが今の議論、昨今の議論で多くなっていることの方が問題なんです。ですから、せっかくここまで海外の事例で、海外も頑張って各国家がこうやって管理しているけれども、ふたを開けるとこうやって悩まされているんだみたいなものを結論として、総括としてあってもいいと思うんです。やり方は、その国に合ったやり方でやればいいというわけですから。その辺も、そろそろ決着つけてほしいという感じでございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 私のほうは、この概要のほうにないんで、本編のほうの10ページの一番上のほうに、「漁業以外の人間の活動による影響」ということで、先ほどから何か漁船が敵対視されているような感じを受けるんですが、「漁船その他の船舶からプラスチック等の廃棄物を投棄すると」、魚が死ぬんだと、こういうことが書いてある。初めてこういう記載を見ました。決して漁船を含めた船舶だけじゃなくて、むしろ陸上から流れてくる、浮遊物というんですか、その影響のほうはかなり大きいんだと思います。漁船も含めた船舶から、プラスチックのみならず、全てのごみは港に持ち帰り処分することとされ洋上投棄は禁止するということが法律で定まっています。これを違反すると、当然、行政処分を受けます。これはちょっと書き過ぎで注意して書いていただければなと思います。

それから、先ほどクジラの件なんですけれども、一番下のほうに先ほど言ったものが書いてあって、これまでクジラが魚を食べて、漁業との競合が大きいと、ここに書いてあります。ただ、一番最後の結末が悪くて、そういう指摘がされていますと記載されています。これは今まで水産庁がこういうふうに言ってきたんですね。かなり魚を食べていると、白書にも記載してきました。指摘をされているって書いてありますが、誰が指摘をしているのかちょっと分かりませんが、その部分は必要ないのではないかなと思っています。「脅威となっている。」で切ってもいいのではと思っています。

それから、先ほどからIQ、ITQの話ずっとありますけれども、余り過敏に対応する必要はなくて、日本は日本のやり方が当然あって、日本型のITQなり、IQなり、それは独自に求めていくというような形でよろしいのではないかなと思っています。あくまで

も、資源管理の一つの手法として、あるわけですから、そういう意味では、資源を大切に、国民で有効利用していくんだということであれば、外国のものをそのまま持ってきて使えらると、そういうことではないと思います。日本は昔から日本の風土に合った漁業というのがあるので、その辺はちょっと書き方も工夫したほうがいいのではないかなと思っています。

○山下部会長 ありがとうございます。

今、お答えありますか、事務局から。なければ、もう次のところへ行こうかと思えますけれども。お願いします。

○企画課長 長屋委員から重ねて、それから濱田委員からも、自主的なI Qの呼び方とか、あり方について、検討が必要ではないかということは受け止めまして、検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、今、I章のほうですか。じゃ、山根委員、お願いします。

○山根委員 62ページの下のほう、完全養殖技術の推進のところですが、これは必要な技術開発ということで記載いただければと思いますが、素人の意見で申し訳ないのですが、この養殖という技術、一般にまだなかなか現状等、十分な理解がされてないというようなことも思っています。ということもありまして、完全養殖技術という言葉に、もし定義のようなものがあるのであれば、説明を入れていただければありがたいかなというふうに思っておりますので、検討いただければと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、それも含めて御検討ください。

続きまして、2つ目のパートに移りたいと思います。第II章と、それから平成27年度水産施策について御審議をいただきたいと思います。第II章の一次案と、それから資料2-1のうちの32ページ以降の部分について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

先ほど、山根委員から手が挙がっていましたので、まず口火を切っていただけますでしょうか。

○山根委員 本体の124ページ、「水産業・漁村における地域資源の活用」とタイトルにありまして、「（漁業とそれ以外の業種との連携等による漁村の活性化）」という題になっているんですが、大変重要な指摘で書かれておりまして、円滑に関係を構築していくため

に、仲介者の存在が必要と文章があります。で事例が3つありますが、2つ目のいとう漁協さんは、IT企業と連携をしてということで、異業種との連携ということで分かるんですが、1つ目とシシャモの3つ目は、異業種との連携ということの事例でいいのかなと、ちょっと単純に疑問に思いまして、並べ方とかタイトルに工夫というか、何か検討が必要かなと思って、質問しようと思いました。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに。濱田委員。

○濱田特別委員 先ほど、トラック規制の話を入れられないということでお聞きしたので一言。規制緩和を求めようという意味で言ったわけじゃなくて、まず、そういうことで流通、卸売市場流通の中で、流通が滞る部分があるということを書きたくてということを書いていただきたいということで話したわけでございます。

それで、規制の話が書けないならば、トラック業界で運転手が足りないとか、トラック台数が足りなくなっているということだけは、やはりちょっと現状認識としてお書きいただきたい。大変、危機的な状況だと思っております。今の鮮魚流通の中で、今のこの物流面の問題でこれから鮮度のいい魚がいち早く消費地に届くということが難しくなってくるんじゃないかなと思います。その辺をひとつお書きいただければというふうに思っています。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかに第Ⅱ章及び。どうぞ。遠藤委員、お願いします。

○遠藤特別委員 90ページの「卸売市場の動向と課題」の下のほうの部分ですが、「地方卸売市場は272市場と平成14年の321市場の85%の水準になっています。」。これはこれでいいと思うんですが、中央卸売市場についての数とか、そういうものも記載していいのではないかなと思うんですが、現在70ぐらいあるのが、もう半分ぐらいに来年ぐらいになっちゃうんですね。なぜかという、91ページには、中央卸売市場の取扱いの実績と地方卸売市場の実績とがありますので、やっぱり中央卸売市場の数的なことも書かれたほうがいいのではないかなと思います。私も第10次の卸売市場整備のあり方研究会にも出ていますので、頭の中で何か話をごっちゃごっちゃになっちゃって恐縮なんですけど、赤い字で書いてあるとおりでと思いますが、やっぱり中央市場の数についても若干記述しておいたほうがいいように思います。

それから、コラムでございますが、100ページの築地市場についてですね。扱われている

水産物の種類。種類ということですので、物流のことはそんなに問題にはならないかと思いますが、「鉄道や船により生鮮食料品が市場へ運ばれるようになりました。」。これも事実ですが、今は全くもう鉄道はほとんどありませんので、ほとんどトラック輸送ということでございますので、コラムではありますが、その辺の現実のありようも書かれたほうがいいようには思うんですけども。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 72ページが一番上の表なんですけれども、これはコスト構造と利益ということで、一番上、表Ⅱ-1-3なんですけど、これは軒並み皆、赤字ということですね。これは平成25年、多分去年もこんな表があったのか、軒並みずっと赤字続きなんですよね。赤字続きの産業ということ余りにも大々的にやっていただくと、後継者が余り入ってこないという、問題があって、ちょっとこの辺配慮していただければありがたいと思います。毎年赤字ということになると、当然、もう企業が皆倒産して、産業がなくなる、こういうことが、現実にはそんなことはあり得ないですね。

それから、雇用労務のうちの労務費もそうなんですけれども、上のほうからずっと30%で、500トン以上で28%になっているんですが、この辺の数字というのは、大分、私らの感覚から言うと、大分違うというふうに思っています。

大型船のほうは、例えば200トンから500トンの船については、大方、マルシップやっていますので、こんな数字にはならないんですよね。だから、どういう統計のとり方をしたのか、分かりませんが、書くのであれば正確に書いてほしいし、また赤い字がないような配慮をしていただければ、そういうふうにしていただければありがたいなというふうに思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

濱田委員。

○濱田特別委員 今の高橋さんの72ページの表の件なんですけれども、これはあくまで漁船階層別といっても、これは漁船ごとの、漁船1隻の収支じゃなくて、持っている漁船全部足してですから、500トン以上といっても、500トン以上の船1隻じゃなくて、数隻持ってい

る、例えば100トンの船を5隻以上持っているとか、そういう総トン数ですよ、これ。私が説明するのも変ですけども、よくこういうのを使っているものですから。あくまで、これは会社経営の階層別なので、そこを考慮して見なくちゃいけないということです。これは漁業経営調査報告ですから、水産庁に言っても、はっきりと答えられないと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

今のところでお答えはありますでしょうか、事務局のほうは。

○企画課長 まず、山根委員の御指摘でございます。ちょっとそこは工夫をしたいというふうに思っております。つまり、完全養殖の定義の話と、それから地域との連携の、他業種との連携の、その2点でございます。

それから、濱田委員の規制のお話でございますが、これはちょっと担当課のほうと相談をさせていただきたいと思います。

それから、遠藤委員の御指摘2点ございました。中央卸売市場の数のほうも、ちょっと担当課のほうによく確認をしてみたいというふうに思います。

それから、鉄道のところは、そこはもう今はないんだというのは、明確に分かるような記述に工夫をしてみたいというふうに思っております。

それから、高橋委員の御指摘のところでございますけれども、72ページの一番下のグラフを御覧いただきますと、会社経営ですから、漁業だけということではなくて、漁労外利益、あるいは事業外利益と、こういったものもございまして、それと合算して経常利益のベースで見ると、青い太い折れ線グラフでありまして、ちょっと24年度からは減少しておりますけれども、ここ数年、プラスの水準にはなっておるのかなというふうに思っております。これを併せて掲載をさせていただいているところでございます。

それから、それに関連して濱田委員から御指摘がございましたところも、ちょっと書き方に高橋委員の御指摘も踏まえて工夫をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかには何かございますでしょうか。

安成委員。

○安成特別委員 先ほど申し上げていたことですが、概要は、結構コンパクトなので、これを見る方は多いと思うので、その書きぶりについて、やっぱり配慮していただきたいと思う点があります。まず、第1ページの「コラム：ニホンウナギ、太平洋クロマグロ資源

の現状」です。ここで○が3つあって、一番下の○のところに、「我が国の漁獲量や消費量の割合が世界的にみて大きいこともあり」と、これはニホンウナギと太平洋クロマグロのことに限って言っていると思うので、ここに「その両種とも」と限定しておかないと、ここだけ見ると、我が国の影響がすべての魚種に及ぼすような印象をあたえかねないと思います。

同じように、25ページの「多国間の漁業関係」についてなんですが、これも○がずっとあって、一番最後のところに、「平成26年3月の国際司法裁判所の判決を踏まえ」というところですが、この冒頭に、捕鯨問題についてとか、捕鯨についてという主題が欲しいところです。本文のほうには入っているので、概要にも入れていただきたいと思います。細かいことですが、結構重要ではないかと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 121ページに外国の関係が載っているんですけども、従来はマルシップ制度が載っていたんですけども、今回は全く入っていないんですけども、これはなぜ入らなかったんでしょうか。

○山下部会長 ほかに何かございませんでしょうか。なければ、事務局のほうから、今のお二方に対するお答えをお願いします。

○企画課長 お答えいたします。安成委員の御指摘3点につきましては、そのように修正をさせていただきたいと思います。

それから、高橋委員のマルシップの関係でございますが、82ページのほうに書いております。82ページから83ページにかけて書いてございますし、前回、高橋委員から、遠洋マグロ船では、もう外国人の割合が非常に多いんだと、そういう実態を明記すべきではないかという御指摘もありましたので、83ページの上の2行のところでございますが、「操船や漁労活動の指揮をとる漁労長・船長・機関長等の幹部乗組員以外の船員は外国人がほとんどを占めている漁船もみられます。」というふうに記述をさせていただいております。

○高橋特別委員 ありがとうございます。

○山下部会長 ほかによろしゅうございますでしょうか。

それでは、本件の審議を終了させていただきたいと思います。

本日出されました意見につきましては、事務局のほうで十分検討していただき、諮問案

等の作成に生かしていただくようによろしくお願いいたします。

最後に、「その他」ですけれども、水産庁から「「新たな食料・農業・農村基本計画」における水産物の食料自給力の考え方について」の報告事項がございますので、ちょっとまだ終了せずに、もう一つお聞き、説明を聞いていただきたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。

○企画課長 長くなりまして、大変申し訳ございません。あと一点、ちょっと資料を御説明させていただければと思います。

資料3というものがございまして、これは食料・農業・農村政策審議会という、この審議会の農業版みたいなものなんですけれども、そこの企画部会において、現在、食料自給力というものが検討されております。

ちょっと1ページをめくっていただくと、絵が書いてございます。この「食料自給力の概念」とありますけれども、国内農林水産業のみによる食料の潜在的な生産能力、これを示すものとして、その構成要素は、農産物は農地・農業用水等の農業資源、農業技術、農業就業者。水産物は潜在的生産量、漁業就業者と整理をするということが書いております。ちょっとこれだけだと何のことか分からないんですけれども、まず、こういうのを定めようという考え方が2ページに書いてございます。

この2番のところを御覧いただきますと、現在、食料自給率というものがございます。これは水産も一部組み込まれているわけなんですけれども、これが現実の食料消費が国内生産でどの程度賅っているか、これを示す指標としてあるんですけれども、これについて①から③のような、十分ではない点があるので、我が国農林水産業が有する食料の潜在的生産能力を示す指標としては一定の限界があるんだという考え方に立って、こういうものを作ろうということなんですけれども、具体的には次のページをお開き下さい。6番のあたりに次期基本計画、これは農業の基本計画のことを言っておりますけれども、5、6、7の6のところですね。現実の食料消費を踏まえた食料自給率に加えて、我が国農林水産業が有する潜在生産能力をフルに活用することにより得られる食料供給量（熱量）を示す指標として、食料自給力指標（その時点における我が国の食料の潜在的生産量を評価する指標）、これを新たに設定をしてはどうかという問題提起がなされまして、4ページにいろいろ書いてありますけれども、結局は今ある現在の農業でしたら、農地なり、いろんな作付けのパターンを最大化させた場合に、最大でどれぐらいの供給熱量が得られるかと。こういう考え方で、漁業も整理をしてみようと。つまり、漁業についても、食料自給率の中

に組み込まれておりますので、それとの並びで、こういう考え方で一定の整理をするという事になっておる次第でございます。

6 ページに「試算の前提」というものがございますけれども、ここでちょっと注意を要しますのが3番で、「肥料、農薬、化石燃料、種子、農業用水及び農業機械等の生産要素」は、これは十分あるんだという前提なんですけど、「(飼料を除く。)」というふうにありますので、ここで養殖がどうかという話が出てくるというわけでございます。

じゃ、具体的にどうなんだということで、その次のページ、7 ページなんですけれども、「食料自給力指標における水産物の試算方法」とございます。水産物については、どれだけ潜在的な生産量があるかというのをどういう考え方で整理をするかということになりますので、生産量の実績値と、それからTACに基づいて算定すると。つまり、TAC魚種については、TAC上限まで漁獲をするという前提を置くと。ただし、先ほど申し上げましたように、餌の輸入がなくなるという前提ですので、無給餌養殖はいいんですが、魚類養殖というのはなかなか難しくなってくると。ただ、魚の加工残渣、あら粕、これを使えば、魚類養殖というのはそれは一定数量はできるだろうと。こういう考え方で整理をして、どれぐらいまで生産可能かと。これをカロリー換算をして、全体の農業のものと足し込んで、農林水産業の食料自給力指標というのを導き出すということになります。

8 ページのように、(A) (B) (C) (D) と4パターンありますけれども、これは水産は別にパターン分けがなく、全部同じなんですけれども、農業のほうでは、どういう作物を作付けするかと。一番カロリーが多いも類を中心に、いもだけ作付けしますというふうになると、一番熱量が最大化するわけですけども、穀物であっても、米とか、小麦とか、大豆とか、いろいろ多様化していくと、だんだん最大供給熱量も下がっていくと、そういう計算になってくるわけでございます。

こういうものを毎年1回計算をして、目標ではなくて、実績値として、例えばある年度において、農業、あるいは漁業において、一定の条件のもとで最大の生産をしたならば、これぐらいの食料自給力、熱量ベースでこれぐらいの供給ができるんだということを示す指標をこれから毎年示していこうということになっております。

今、こういった検討が食料・農業・農村政策審議会のほうで進んでおります。ちょっと御報告をさせていただきました。

以上でございます。

○山下部会長 どうぞ。寺島委員。

○寺島委員 すみません、最後に1つだけ。

最後の第Ⅱ章の最後のところにある福島のお話で、相当、風評被害というのが福島だけにとどまらず、被災地の水産業全体をいまだに苦しめているという、その厳しい現状から、私がいろいろ耳にしている苦しい現状から比べると、やはり水産販路回復アドバイザーグループの発足という紹介のコラムというのは、いささかやっぱり寂しい印象は持ちます。

ただ、全体として、原発事故後へのいろんなモニタリングであるとか、いろんな取組みについて詳しく書かれているということについては、これは全体としては評価させていただきたいと。

とりわけ、コラム、事例として、「木戸川のシロザケ放流の再開」というのを挙げてもらいました。これは本当に津波被災後、めちゃめちゃになったところから、私、取材させてもらって、そういうところだったものですから、これは当事者は大変元気づけられるのではないかと思います。そのことには感謝申し上げたいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それから、ただいまの食料自給力についての何か質問等はございませんでしょうか。

安成委員、お願いします。

○安成特別委員 自給力という考え方は前からあったし、そういう方向で行くのかなとも見えてましたが、カロリーベースについても、かなり議論があった風に聞いています。例えばミネラルとか、栄養素の考え方からみると、水産の分野では海藻類なんかも入りますが、重量ベースのようなお話は出ていないのでしょうか、という質問です。

○山下部会長 では、お答えをお願いします。

○企画課長 やはりほかの農作物、いもとか、米とか、穀物とか、野菜とか、そういうものと合算をいたしますので、やはりそこはカロリーという共通の数値に換算をし直して評価をするという形になろうかと思っております、確かにそれぞれ穀物、野菜、それから魚介類が持つ、あるいは畜産物が持つ栄養素というのは、それぞれ大変違うわけでありまして、魚介類でしたら、たんぱく質が中心ということになるわけですが、この場合はとりあえず潜在的な、どれだけ国民に最大限の供給熱量を提供できるかという観点から整理がなされておりますので、やはりそこはカロリーベースという整理になっておるところでございます。

○山下部会長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがですか。

長屋委員。

○長屋委員 7ページの水産物の試算方法の中で、給餌型養殖については「あら粕によって生産可能な」とされていますが、現実からいうと、大分ずれてはいるんだと思うんです。ミールが止まることは十分考えられると思うんですが、植物たんぱく等を使い例えばミールを全く使わないような飼料というものも考えられるとは思いますが、あら粕だけに限定された考え方を教えていただければと思います。

○企画課長 今後、魚を原料としないミールとか、そういうものが出てくれば、それはまた反映をさせていくということかと思えますけれども、もうこれは相当せつば詰まった事態を想定されているので、今でも生餌とか、ああいうのはあるわけですが、あれはもう基本、人間が食べると。本当にもう人間が食べることができない加工残渣みたいなものも、何とか養殖の魚に食べさせれば、多少なりとも生産をできるのではないかと、そういう相当な状況の前提のもとでのお話であるということは、御理解いただければと思います。

○山下部会長 よろしいでしょうか。

武田委員。

○武田委員 今、食料自給率のカロリーベース以外で、というお話がありましたけれども、生産額ベースには触れないのでしょうか。

○企画課長 ここでの考え方は、先ほど申し上げましたように、そういうかなり厳しい状態で、どれだけ国民に最大限の熱量、熱量を供給できるかという考え方なので、そこはカロリーベースで整理をしているということかと思えます。

一方、農作物、農業の世界ですと、生産額ベースの自給率と、そういうものもありますけれども、それは購買力がどれぐらいあるかというのを示す値でありまして、この場合というのは、さっき申し上げましたように、かなりの状況のもとで、どれだけ熱量を供給できるかという考え方にのっとって整理をされたものであるということでございます。

○山下部会長 よろしゅうございますか。余り納得をしておられないような。

○武田委員 日本の漁業が潤ってほしいので、幾らお魚を食べても、ほかの国に利益が行ってしまっただけは残念だという思いから、生産額ベースも気になって、申し上げました。

○企画課長 そういうお話であれば、自給力というより、自給率みたいなお話かと思えます。水産についても金額ベースの自給率も出しております。

○山下部会長 よろしゅうございますか。

以上で、本日予定しておりました議事は終了となりますけれども、委員の方々から何か御意見などございますでしょうか。

それでは、事務局から報告事項がありましたらお願いします。

○企画課長 本日は、長時間にわたる御審議どうもありがとうございました。本日、たくさんの御意見を頂戴いたしております。これを踏まえまして、事務局で二次案と施策編の諮問案を作成いたしまして、次の企画部会で御審議いただきたいと考えております。その際は、本日の御意見を踏まえたものをお出しをしたいと思っておりますので、その確認をしていただく場としてお願いしたいというふうに思っておりますので、次回でしっかりとした内容を固めさせていただければというふうに考えております。

次回の部会につきましては、4月上旬頃に開催をさせていただきたいというふうに考えております。具体的な日程につきましては、改めて調整をさせていただきたいと思っております。

また、その後の予定としましては、次回、きちんと御審議をしていただくということが前提になるわけですが、例年のように大体5月下旬に閣議決定をさせていただきまして、国会への提出を行いたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく御願い申し上げます。

大変お忙しい中、本日は長時間御審議いただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

以上でございます。

○山下部会長 では、以上をもちまして、本日の企画部会、終わらせていただきます。ありがとうございました。